

専決処分報告（調停）

平成27年（2015年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件15件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成27年9月4日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第76号 賃料等請求調停事件	白石区本郷団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計204,200円を今後分割して平成32年7月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成27年9月4日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第80号 賃料等請求調停事件	清田区平岡3条団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計358,800円を今後分割して平成32年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成27年9月9日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第75号 賃料等請求調停事件	北区屯田緑の里団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計264,100円を今後分割して平成32年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成27年9月9日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第81号 賃料等請求調停事件	南区川沿団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計262,420円を今後分割して平成32年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成27年9月9日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第83号 賃料等請求調停事件	南区藤野団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計259,100円を今後分割して平成32年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成27年9月11日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第84号 賃料等請求調停事件	手稲区西宮の沢団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計260,060円を今後分割して平成32年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
7	平成27年9月25日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第98号 賃料等請求調停事件	東区札苗団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃128,500円を今後分割して平成31年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成27年10月20日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第101号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計161,400円を今後分割して平成32年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	平成27年10月22日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第62号 賃料等請求調停事件	東区東苗穂団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計104,030円を今後分割して平成32年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
10	平成27年10月23日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第103号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計164,000円を今後分割して平成30年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
11	平成27年10月27日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第121号 賃料等請求調停事件	北区屯田緑の里団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計261,800円を今後分割して平成30年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
12	平成27年10月27日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第125号 賃料等請求調停事件	厚別区青葉団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計247,900円を今後分割して平成32年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
13	平成27年10月30日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第127号 賃料等請求調停事件	手稲区星置駅前団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計69,020円を今後分割して平成29年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
14	平成27年11月2日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第122号 賃料等請求調停事件	北区幌北団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計112,920円を今後分割して平成32年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
15	平成27年11月2日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第126号 賃料等請求調停事件	豊平区月寒団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計409,000円を今後分割して平成32年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。